

大田市告示第6号

大田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成22年大田市告示第31号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月4日

大田市長 楫野弘和

題名を次のように改める。

大田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱

第2条第2項を次のように改める。

- 2 この要綱において、修了支援給付金とは、法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。

第3条を次のように改める。

（支給対象者）

第3条 訓練促進給付金の支給対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する大田市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。

（1） 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

（2） 次条各号に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資

格の取得が見込まれる者等であること。

(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

第4条中「支給の対象となる資格は、次に掲げる資格とする。」を、「訓練促進給付金及び修了支援給付金（以下「訓練促進給付金等」という。）の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。」に改める。

第5条第1項中「原則として支給申請のあった日」を、「申請のあった日」に、「支給するものとする。」を、「支給するものとし、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」に改め、同条第3項中「経過した日以後に」の次に「修了支援給付金を」を加える。

第6条を次のように改める。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金等の支給額は、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成26年9月30日雇児発0930号第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）別添2第7項第1号ア及び第2号アに定める額とする。

2 訓練促進給付金等は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

第8条を次のように改める

(支給申請)

第8条 支給対象者で訓練促進給付金等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

①当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

②次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養

親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(様式第1号の2。「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(ウ) 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(様式第1号の2。「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

③実施要綱別添2第7項第1号ア(ア)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税に係る納税証明書その他実施要綱別添2第7項第1号ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類

④入校(入所)証明書等支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(2) 修了支援給付金

①当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る)

②次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児

童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第1号の2。「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第1号の2。「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

③対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

④実施要綱別添2第7項第2号ア(ア)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他実施要綱別添2第7項第2号ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

⑤当該カリキュラムの修了証明書の写し

2 前項による訓練促進給付金の支給申請は、修業開始日以降に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以降に行うことができ、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第9条中「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定（却下）通知書」を「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定（却下）通知書」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給資格喪失届（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
- （2） 市外に転出したとき。
- （3） 養成機関での修業を取りやめたとき。
- （4） その他受給要件に該当しなくなったとき。

第11条第2項中「母子家庭等高等職業訓練促進給付金課税状況等変更届」を「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等課税状況等変更届」に改める。

第12条第2項中「母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給資格取消通知書」を、「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給資格取消通知書」に改める。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

附 則

この告示は、令和7年2月4日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

様式第1号(第8条関係)

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者氏名

高等職業訓練促進給付金 ・ 修了支援給付金 の支給を受けたいので、下記により申請します。
住民基本台帳及び課税台帳を公簿で確認されることに同意します。

また、修業状況の確認のために必要があるときは、市長が養成機関に対し、在籍状況等について報告を求めるとを同意します。 ※ いずれかに○をつけること。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (年齢)	
	個人番号			
②住所	(〒 -)	電話 () -		
③過去の受給の有無	過去に(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を受けたことが (ある・ない)			
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について				
⑤養成機関 及び修業 内容に ついて	養成機関名			
	住所			電話() -
	修業期間	年 月 日 ~	年 月 日	養成区分 昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()		
⑥希望する 支払金融 機関	金融機関名	口座の種類 普通		
	支店名	口座番号		
	口座名義(フリガナ)			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			
⑦児童扶養 手当の受 給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)			
(備考)				

(注意)

1 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。

2 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません

(裏 面)

- 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「⑥希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。
- 4 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証明書を添付する必要はありません。

⑦申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
2 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
3 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
4 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
5 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号		続柄
住 所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
(備考)			

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

大 田 市 長 様

住所 _____

氏名 _____

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続 柄		生年月日	平成・令和
	氏 名					年 月 日
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続 柄		生年月日	平成・令和
	氏 名					年 月 日
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続 柄		生年月日	平成・令和
	氏 名					年 月 日
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続 柄		生年月日	平成・令和
	氏 名					年 月 日
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】 ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様式第2号(第9条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

大田市長



母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました高等職業訓練促進給付金等の支給について、下記のとおり決定(却下)しましたので、大田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 養成機関の名称
- 2 修業資格の名称
- 3 高等職業訓練促進給付金等の種類
- 4 支給金額
- 5 修業期間
- 6 支給期間(支払日)

(却下理由)

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

大田市長 様

支給決定者 住所
氏名

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給資格喪失届

高等職業訓練促進給付金等の支給の資格を喪失したので、下記のとおり大田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第11条第1項の規定により届け出します。

記

1 資格の喪失理由

2 喪失事由発生年月日 年 月 日

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

大田市長 様

受給者 住所
氏名

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等課税状況等変更届

高等職業訓練促進給付金等の支給の資格について変更があったので、下記のとおり大田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第11条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 受給者(同一世帯に属する者)の課税状況の変更
- 2 受給者(同一世帯に属する者)の異動
 - (1) 内容
 - (2) 発生年月日

様式第5号(第12条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

大田市長



母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給資格取消通知書

高等職業訓練促進給付金等の支給の資格について、下記のとおり取り消しましたので、大田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 喪失事由発生年月日 年 月 日

3 支給取消期間 年 月分～ 年 月分